

○手数料取扱要綱

令和2年12月23日

要綱第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀西部広域水道企業団水道事業給水条例（令和元年条例第7号。以下「条例」という。）第32条に規定する手数料の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例及び下記による。

- (1) 構成団体 企業団統合前の、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、及び西佐賀水道企業団（佐賀市久保田町を除く。）の水道事業をいう。
- (2) 公道 土地の登記記録の地目上において「公衆用道路」、「水路」、「法定外公共物」等公共性の高いものをいう。（※当定義上においては所有者の区分に因らない。また無地番の案件については、所有者の意向によることとする。）
- (3) 配水管 一次止水栓又はメーターに直結する止水栓以前の上水道管のうち、他の給水装置へ分岐し配水できるものをいう。（※当定義上においては口径・所有者の区分等に因らず、分譲地道路内や集合住宅内の給水主管や私設給水管も含む。）
- (4) 公道工事 公道上の配水管から分岐して行う給水装置工事において、宅内に設置する一次止水栓又はメーターに直結する止水栓までの範囲をいう。
- (5) 宅内工事 給水装置工事において、上記公道工事の範囲を除く、一次止水栓又はメーターに直結する止水栓より以降の範囲をいう。
- (6) 給水準備管 宅地分譲地や複合商業施設等において、所有者や使用者が未決定の各宅地や店舗等へ引き込んだ給水装置のうち、一次止水栓又はメーターに直結する止水栓までの範囲をいう。

(手数料の徴収対象)

第3条 手数料は、次の各号に定める者から徴収するものとする。

- (1) 新規で指定給水装置工事事業者の指定を受けようとする者
- (2) 指定給水装置工事事業者の5年ごとの指定の更新を受けようとする者
- (3) 公道上において、給水装置工事の申請を行う者
- (4) 宅内において、給水装置工事の申請を行う者

(手数料の徴収基準)

第4条 給水装置工事の申請に伴う手数料の徴収基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 給水装置の公道工事

- ア 公道上の既存配水管から分岐する給水装置の件数に応じて、手数料を徴収する。
- イ 宅地分譲地内及び商業施設、集合住宅への分岐工事は、公道上の既存配水管から分岐する件数に応じて、手数料を徴収する。ただし、同一工事において公道上の既存配水管からの分岐部が複数箇所発生する場合は、1件で取り扱うことができる。
- ウ イに記載する工事のうち、同一工事で布設する敷地内配水管からの給水準備管の分岐工事については、手数料徴収対象外とする。ただし、宅地分譲地内道路における配水管工事竣工後に当該配水管から分岐工事を行う場合は、手数料徴収の対象となる。
- エ 宅地分譲地内配水管の分岐と同時施工で、隣接する宅地分譲地へ公道上の既存配水管から給水準備管の分岐引込みを行う場合は、別途手数料を徴収する。
- オ 集合住宅等の敷地内において、既存の配水管からの追加分岐工事を行う場合は、手数料徴収対象外とする。

(2) 給水装置の宅内工事

- ア 宅内での新設工事、改造工事について、手数料を徴収する。
- イ 宅地内に設置するメーターの件数に応じて、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第5条 手数料の額は、条例第32条に定める金額とする。

(手数料の納入)

第6条 手数料は、水道法（昭和32年法律第177号。以下、「法」という。）第16条の2第1項の指定の申請の際、及び法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請の際、徴収する。また、給水装置工事の申請においては、条例第7条第2項第1号の規定による設計審査の終了の際、納入通知書により徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、その後に徴収することができる。

(手数料の還付)

第7条 納入後の手数料は、企業長が特別の理由があると認める場合を除き還付しない。

(手数料の免除)

第8条 次の各号に掲げる場合は、手数料の徴収を免除する。

- (1) 宅地分譲地道路内等で同一工事布設の配水管から給水準備管の分岐工事を行う場合
- (2) 集合住宅敷地内等の公道以外で、配水管から給水装置の分岐工事を行う場合
- (3) 給水装置の修理、修繕の工事を行う場合
- (4) 水道権利の廃止に伴い、公道上で分岐部の止水工事を行う場合
- (5) 公道工事に併せて、極めて軽微な宅内工事等を行う場合
- (6) 共同住宅各戸検針の認定を受け新設する工事で、貯水槽手前に企業団の親メーターを設置する場合
- (7) その他企業長が特に必要があると認めた場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は企業長が別に定める。

附 則(令和2年要綱第10号)

(施行期日)

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。